

令和 3 年 10 月 5 日

一般社団法人栃木労働基準協会
会 長 作田 俊哉 殿

栃木労働基準監督署長



続・「Aない声かけ3か月運動」の実施について（協力要請）

労働行政の推進につきましては、日頃から格別なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、栃木県内における休業4日以上死傷災害が3年連続増加となった中、栃木労働局では、本年5月24日から8月31日までの100日間にわたり、緊急災害防止運動（別称；Aない声かけ運動）を展開し、栃木労働基準監督署としましても、同運動について、管内の関係団体の皆様にご協力をお願いしたところであります。

しかしながら、栃木労働基準監督署管内の本年9月末現在の休業4日以上死傷者数は、419件と前年同期比70件、20.1%の大幅な増加傾向を継続しており、このままの状況が続けば、平成19年に佐野労働基準監督署と統合して以降、最も件数が多かった平成30年の605件を超える可能性が非常に高く、また、栃木県内全体においても、平成9年以来24年ぶりに年間2,400件を超えることが危惧されており、誠に由々しき事態となっております。

一方、栃木地方産業安全衛生大会が中止となるなど、管内を含め、県内全体の関係団体の安全衛生関係行事がコロナ禍で中止及び縮小する傾向にあります。

そこで、栃木労働局では、栃木県内の労働災害の増加傾向に歯止めをかけるべく、労働災害防止の徹底を図るため、「Aない声かけ運動実施要綱」を見直し、10月からの今年の残り3か月間を、続・「Aない声かけ3か月運動」として、栃木労働基準監督署管内を含め全県下で展開することといたしました。

については、貴団体におかれましても、傘下の会員事業場に対して別添の実施要綱及びポスターの配布、貴団体のホームページにリンクを貼る、または、会報での配信などにより本運動の積極的な展開にご協力いただきますよう要請いたします。

なお、実施要綱及びポスターについては、栃木労働局ホームページ（各種・制度・手続き⇒安全衛生関係⇒Aない声かけ3か月運動の実施について）に掲載しておりますのでご活用ください。

（ https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00528.html ）

記

- 1 実施期間 令和3年10月1日から令和3年12月31日までの3か月
- 2 キャッチフレーズ “あわてず あせらず あなどらず”
- 3 実施事項等 別添1のとおり

